

ナラ枯れ被害材の利用に関するガイドライン

制定 平成 21 年 4 月 1 日 森 第 6 号

改正 平成 26 年 9 月 1 日 林振第 602 号

改正 令和 3 年 6 月 29 日 森林第 400 号

1. ガイドラインを定める目的

このガイドラインは、「カシノナガキクイムシ (Platypus quercivorus) によるナラ類 (ミズナラ、カシワ、コナラ、クリ等) の集団枯損 (以下「ナラ枯れ」という。)」の被害を受けたナラ類等の有効活用を推進し、併せて被害の軽減を図るため、ナラ枯れ被害材を利用するための伐倒又は移動をする際に森林所有者、素材生産業者、木材流通・販売業者及び利用者等 (以下「被害材利用者等」という。) 並びに行政機関が配慮すべき必要な措置について定めるものであり、遵守するよう努めるものとする。

2. ガイドラインで使用する語句の定義

本ガイドラインの中で使用する語句の定義は次のとおりとする。

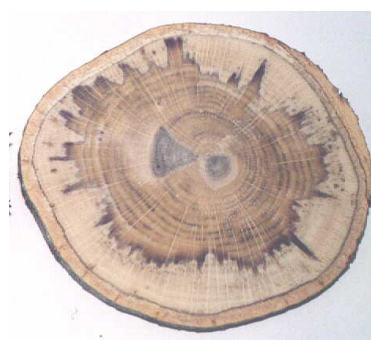
- (1) 「被害木」とは、カシノナガキクイムシの加害を受け、穿入孔から木屑 (フラス) を出している (カシノナガキクイムシが生息している) 状態のナラ類をいう。
- (2) 「被害材」とは、被害木を伐倒・造材したものと健全な状態の立木を伐採後、集積中にカシノナガキクイムシの加害を受けているものをいう。ただし、処理済材、羽化脱出が済んだ枯死木は除く。



被害木のフラス



健全木



被害材の木口面

木口面に変色が見られる。

- (3) 「未被害材」とは、立木、丸太の状態を問わずカシノナガキクイムシによる加害を受けた痕跡のないものをいう。
- (4) 「処理済材」とは、(5) による被害材の処理がなされたものをいう。
- (5) 「被害材の処理」とは、次の処理を施し、カシノナガキクイムシを死滅させることをいう。
 - ① 「薬剤処理」：被害材を農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号) に基づく登録を受けたくん蒸防除剤 (NCS：農薬登録第 19249 号又はキルパー40：農薬登録第 24080 号) でくん蒸による殺虫を行なうこと。
 - ② 「破碎処理」：被害材を木材チップパー等により厚さ 10mm 以下に破碎すること。
 - ③ 「炭化処理等」：被害材を木炭などに炭化又は薪として焼却すること。
- (6) 「短木処理」とは、被害材を長さ 50cm 以下に切断し、現地に地伏せすることによりカ

シノナガキクイムシの生息環境を悪化させることで羽化を阻害し、生息密度を低下させることをいい、(5)に定める「被害材の処理」に準ずる処理をいう。

(7)「被害拡大期間」とは、カシノナガキクイムシが例年羽化する期間に、余裕期間を加えた6月10日から8月10日までの期間をいう。

(8)「処理期間」とは被害拡大期間以外をいう。

3. 被害材利用者等が遵守すべき事項

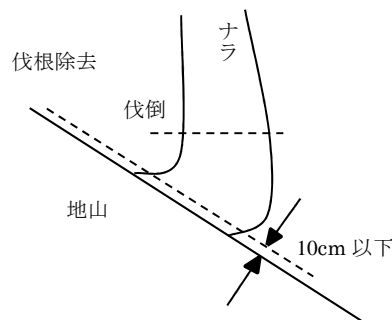
- (1) 被害材利用者等は、被害材を未被害地域に移動しないこと。
- (2) 被害材利用者等は、「破碎処理」又は「炭化处理等」をする場合を除き、未被害材と被害材を混在させないこと。
- (3) 被害材利用者等は、被害材の利用を図る場合は、確実に処理期間内に被害材の処理を行なうこと。
- (4) 被害材利用者等は、被害材の販売又は譲渡をする場合において、当該材は被害材であり、処理期間内に被害材の処理を行うことが求められていることを販売または譲渡する相手に対し通知すること。(別添参照)
- (5) 被害材利用者等は、被害材を「薪」として利用する場合は、例年蛹化する期間に、余裕期間を加えた2月末までに薪割りを終えること。なお、当該薪を未被害地域に移動しないこと。

4. 行政機関の役割

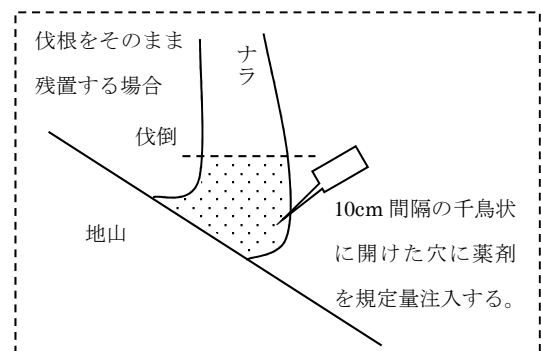
- (1) 行政機関は、自ら行う事業(委託事業を含む)や補助事業の事業者に対し、被害材を移動する場合は、処理期間内に被害材の処理を確実に完了させるよう指導すること。
- (2) 行政機関は、必要に応じ被害材利用者等による被害材の処理状況などを確認するとともに、必要な助言・指導を行なうこと。

5. 被害木伐倒時の留意事項

- (1) 被害木の伐倒にあたっては、伐倒後、伐根の地際から高さ10cm以下となるよう再切断を行なうこと(図一1)。伐根をそのまま残置する場合でも、伐根の高さは地際から50cm以下とし、伐根に薬剤処理を行なうこと(図一2)。



(図一1)



(図一2)

- (2) 被害木を伐倒し、被害材の処理を行なわないで現地に残置する場合は、短木処理を行うこと。
- (3) 被害拡大期間内における未被害材の伐採はカシノナガキクイムシを誘引し伐採地周辺への被害を拡大させる恐れがあるため、行なわないこと。ただし、駆除を目的に伐

採木に加害させ処理する場合又は、危険回避のため緊急に伐採せざるを得ない場合は除くこととする。

- (4) ナラ類を中心とする1 ha以上の森林の皆伐はカシノナガキクイムシを誘引し、周辺への被害を拡大する恐れがあるため、伐採にあたっては時期、方法などについて行政機関の指導を受けること。

(参考) ナラ枯れ発生の仕組み



ガイドラインに係る問い合わせ先

1 国有林に係るもの

庄内森林管理署	鶴岡市末広町 23-37	(0235) 22-3331
山形森林管理署	寒河江市元町 1-17-2	(0237) 86-3161
山形森林管理署最上支署	真室川町大字新町字下荒川 200-11	(0233) 62-2122
置賜森林管理署	小国町大字岩井沢 581-45	(0238) 62-2246

2 民有林に係るもの

村山総合支庁森林整備課	山形市鉄砲町 2-19-68	(023) 621-8288
最上総合支庁森林整備課	新庄市金沢字大道上 2034	(0233) 22-1111
置賜総合支庁森林整備課	米沢市金池 7-1-50	(0238) 26-6000
庄内総合支庁森林整備課	三川町大字横山字袖東 19-1	(0235) 66-2111
農林水産部森林ノミクス推進課	山形市松波 2-8-1	(023) 630-2529

(別添)

ナラ枯れ被害材移動に係る通知書

年 月 日

(販売又は、譲渡する相手方の名称) 様

住所

(被害材利用者等の名称)

(Tel - -)

この木材には、ナラ枯れ被害材が含まれていますので、ナラ枯れ被害材の利用に関するガイドラインに基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 処理期限 年 月 日 (カシノナガキクイムシの羽化期の前)
- 2 ナラ枯れの被害木が混入しています。適正な処理を行わないと材を保管している地域でナラ枯れ被害が拡大するおそれがあります。このため処理期限まで焼却、製炭、破碎(厚さ 10mm 以下)のいずれか処理を行なってください。また、処理を行う前に被害材をナラ枯れ未被害地域に移動しないでください。
- 3 処理をせずに被害材を譲渡する場合は、本書及びナラ枯れ被害材の利用に関するガイドラインの写しを譲渡先に交付してください。

(参考)

「ナラ枯れ」：体長 5mm 程のカシノナガキクイムシがナラ類の樹幹に集団で穿孔し、被害を受けたナラ類は、幹に無数の孔が開き、そこから雪のように木屑が吹き出し、8月中旬から9月にかけて枯死します。翌年以降も、カシノナガキクイムシは6月中旬から8月上旬までに羽化し、成虫になって新しい木を加害します。